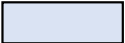


WGテーマ

H29年度スタディグループ分科会 9つのテーマと
ワーキンググループの編成状況(2017.6.15 時点)

編成完了WGに着色



WG N o.	2017年度SG分科会テーマ	内容・取り組みなど	コーディネーター	役割	メンバー	発表月 割当案	
1	・非上場独立会社の内部統制と監査役の手がけるべきこと	当会メンバーの中には、非公開のオーナー系中小企業(IPOを目指していない)の監査役が少なからず存在する。そのような会社においては、CGコード等に関する高邁な議論は「絵空事」に近い。非業務執行役員も監査役以外には存在せず、「内部統制システム」と言う言葉すら社内に浸透していないケースも少なくない。このような環境に置かれた監査役は一体何から手を付けるべきなのか、会社法が改正され、独自に苦労されている監査役達の監査業務・苦労話・要望等を発表して頂く。実体験に基づいた議論を深めたい。	荒木道雄（王子タック）	L サブL C	常野寿一（研電） 後藤弘之（プレンティアー） 大竹盛義（ぺんてる） 米倉有三（スミカ） 荒木道雄（王子タック）	斉藤安弘（ユーピーアール） 小林好孝（日本セイフティー） 佐々木貴（ギークス） 片山 正（リガク）	3月
2	・【大テーマ】子会社監査役の役割について 【第1テーマ】子会社監査役の業務実態とあるべき姿 【第2テーマ】所属子会社における監査役の立ち位置 【第2（3？）テーマ】所属子会社における不祥事発生(懸念を含む)への対応	【大テーマ設定の背景】 当会のメンバー構成をアンケート結果を基に見ると、子会社監査役が約6割を占めるが、我が国の会社法制やCGコードは公開大会社を中心に据え、海外を含めた機関投資家からの投資促進を狙った英米流ガバナンス強化を狙ったものに偏し過ぎており、子会社ガバナンスは特殊な例を除けば埒外に置かれている。そのような中で、子会社監査役は海図なき航海を強いられていると思われる。子会社監査役の在り方を真正面からテーマアップすることにより、子会社監査役に何らかのヒントを与え、当会に所属したことの意義を実感願うような検討とアウトプットを期待する。	吉田郁夫（中部東芝エンジニアリング）	 C	菊谷純（三菱電機システムサービス） 瀧澤康（三井造船システム技研） 小川重光（開発電子技術） 吉田郁夫（中部東芝エンジニアリング）		2月
3	・損失危険（リスク）管理体制の監査役監査	リスク管理には三段階があるが、各企業の監査役はこのリスク管理の内部統制システム体制に関する監査にどのように取り組んでいるかを研究テーマとする。 (三段階) ①平常時の予防的リスク管理 ②危機発生時の危機管理 ③復旧時のリカバリー管理	菊地浩二(日鍛バルブ)	 C兼L	清杉睦雄（横河ブリッジ） 斉藤安弘（ユーピーアール） 菊地浩二(日鍛バルブ)		1月
4	・安全・防災・環境・品質リスク管理体制の監査手法	企業における災害リスクは、労働災害、火災・地震・水害、環境汚染、製品安全(PL)等、様々ある。業種により、管理項目も体制も大幅に異なることが予測されるが、異業種であっても監査手法について調査することによって有益な情報を共有できる部分があると考える。	矢作眞（王子マテリア）	 C兼L	眞田宗興（システムインテグレータ） 矢作眞（王子マテリア）		1 2月
5	・監査役とコーポレートガバナンス －機能発揮事例調査－	コーポレートガバナンス・コードで、監査役の今まで以上の積極的な役割が求められていることに関し、そのような事例について具体的に調査し、実務の参考とする	松下洋二（東京電力パワーグリッド）	 C	村田耕治（王子ネピア） 阿部 俊彦（日本鋳造） 松下洋二（東京電力パワーグリッド）		1 1月
6	・米国型企業統治の批判的研究（株主主権論、モニタリングモデル、監査委員会監査）	日本の企業統治改革のモデルとされる米国の企業統治構造とはどういふものか。株主主権論、取締役会のモニタリングモデル、監査委員会による組織監査を取上げ、その現状と課題を明らかにして、日本の企業統治改革が目指すべき方向を探る参考としたい。	板垣隆夫（元日本オキシラン）	 C兼L	金馬房雄（元日新電機） 古川孝宏（元トライアイズ） 高橋薫（兼松エレクトロニクス） 板垣隆夫（元日本オキシラン）		7月
7	・働き方改革と監査役の役目	電通の事案をきっかけに、長時間残業の見直しや背景にあるパワハラ、ストレス社会への対応等について現状の問題点を整理し、監査役の役割について検討する	菊谷純（三菱電機システムサービス）	 C兼L	高橋薫（兼松エレクトロニクス） 筑前賢一（メルテックビジネス） 神保卓也（昭和リース） 檜原章二（三菱電機インフォメーションシステム） 菊谷純（三菱電機システムサービス）		1 0月
8	・監査役の立場に関する実態調査	監査役がおかれた立場(社長との関係、会社との関係、会社の風土、就任の経緯等々)により、発言力が変わってくるのが現実と思われる。また、取り組むべき方策も立場によって変わるのではないか。今まで具体的に調査した事例はないと思われるので、一度実態を調査し、今後監査役の役割などを議論する際の基礎資料としてはどうか。	栗田好文（エヌエス環境）	 C	綿貫秀信（富士ゼロックス首都圏） 栗田好文（エヌエス環境）		9月
9	・取締役会と監査役の協働について	H27年7月改定の監査役監査基準の第2条第1項補足説明によると、『監督の概念とは、会社法第362条2項2号に規定する「取締役の職務の執行の監督」に留まらず、より広い企業統治における監督機能全般を意味する。広義の監督機能は、取締役会と監査役(会)が協働して担うものであり、「監査」もその一部と考えている。』とある。CGCにおいて求められている各種ステークホルダーとの協働とは何か？監査役の職責と活動はいかにあるべきか？を研究する。	木下博之（ライト工業）	 C	田中 彰（住友商事ファイナンシャルマネジメント） 荒木道雄（王子タック） 木下博之（ライト工業）		4月